

基本手当日額の計算式及び金額

1. 基準日において30歳以上45歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額 (w)	基本手当日額 (y)
2,320円以上 4,640円未満	$y = 0.8w$
4,640円以上11,740円以下	$y = (-3w^2 + 70,720w) / 71,000$
11,740円超 14,310円以下	$y = 0.5w$
14,310円超	$y = 7,155$

2. 基準日において45歳以上60歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額 (w)	基本手当日額 (y)
2,320円以上 4,640円未満	$y = 0.8w$
4,640円以上11,740円以下	$y = (-3w^2 + 70,720w) / 71,000$
11,740円超 15,740円以下	$y = 0.5w$
15,740円超	$y = 7,870$

3. 基準日において60歳以上65歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額 (w)	基本手当日額 (y)
2,320円以上 4,640円未満	$y = 0.8w$
4,640円以上10,570円以下	$\begin{cases} y = (-7w^2 + 127,360w) / 118,600 \\ y = 0.05w + 4,228 \end{cases}$ のいずれか低い方の額
10,570円超 15,020円以下	$y = 0.45w$
15,020円超	$y = 6,759$

4. 基準日において30歳未満又は65歳以上である受給資格者に対する計算式

賃金日額 (w)	基本手当日額 (y)
2,320円以上 4,640円未満	$y = 0.8w$
4,640円以上11,740円以下	$y = (-3w^2 + 70,720w) / 71,000$
11,740円超 12,880円以下	$y = 0.5w$
12,880円超	$y = 6,440$

- (注) 1 基準日とは、受給資格に係る離職の日をいう。
 2 端数処理については、1円未満を切り捨てる。

(参考2)

基本手当日額の計算式の根拠について

記1の基本手当日額の計算式は、雇用保険法施行規則第28条の3第1項及び第2項の規定に基づき、次により導かれる。

1 2以外の受給資格者の場合 ($4,640円 \leq w \leq 11,740円$)

(1) 給付率 (80%から50%までの間で逡減する率)

$$\begin{aligned} &= 0.8 - 0.3 \times \frac{w - 4,640}{11,740 - 4,640} \\ &= \frac{-3w + 70,720}{71,000} \end{aligned}$$

(2) 基本手当日額 (給付率に賃金日額を乗じた額)

$$\begin{aligned} &= \frac{-3w + 70,720}{71,000} \times w \\ &= \frac{-3w^2 + 70,720w}{71,000} \end{aligned}$$

2 基準日において60歳以上65歳未満である受給資格者の場合 ($4,640円 \leq w \leq 10,570円$)

(1) 給付率 (80%から45%までの間で逡減する率)

$$\begin{aligned} &= 0.8 - 0.35 \times \frac{w - 4,640}{10,570 - 4,640} \\ &= \frac{-7w + 127,360}{118,600} \end{aligned}$$

(2) 基本手当日額 (給付率に賃金日額を乗じた額)

$$\begin{aligned} &= \frac{-7w + 127,360}{118,600} \times w \\ &= \frac{-7w^2 + 127,360w}{118,600} \end{aligned}$$

ただし、次により算定された額より高い場合は、次により算定された額とする。

$$\begin{aligned} &0.05w + (10,570 \times 0.4) \\ &= 0.05w + 4,228 \end{aligned}$$